

夏期の節電対策実施について

東日本大震災の影響により、夏期の東京電力管内の電力供給に不足が生じる事態が想定されています。

契約電力 500kW 以上の大口需要家（本学も該当）においては、電気事業法第 27 条に基づき、今夏の電力需要が増加する見込みの期間・時間帯において、電力使用制限（昨夏の同時期における使用最大電力から 15%削減）が経済産業省から求められています。

（期間：平成 23 年 7 月 1 日（金）から 9 月 22 日（木）までの 9 時から 20 時）

本学においては、削減目標（昨夏比 15%）達成のための節電対策について、下記及び別紙のとおり実施いたします。この節電対策実施にあたっては、大変厳しい対応となることが予想されますので、教職員・学生並びに関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

【本学における節電対策実施期間・時間帯】

平成 23 年 6 月 20 日（月）から 9 月 22 日（木）までの 9 時から 20 時

（特にピーク時間帯の 11 時 30 分から 15 時 30 分を強化）

【電気制限の内容】

昨夏の最大電力	2,730kW
使用制限率	0.85
使用できる電力の限度	2,321kW

神奈川工科大学節電対策実施内容

全教職員・学生の皆さんに協力・実行していただく対策

【実効削減電力(絶対目標)8.0%】(218kW) 【目標削減電力10.0%】(273kW)

- (1) 各室(講義室を含む)空調設定温度 28 度の厳守および空調機の省エネ運転、授業・会議など不在時のOFF(運転停止) (削減率:8.0% 218kW)
- (2) 研究室・実験室・事務室・教室・体育館等照明の安全・教育上問題のない範囲で部分消灯、昼休み時および未使用室の消灯、不在時の消灯 (削減目標率 0.5% 14kW)
- (3) PC 等不使用時の電源オフ・モニター照度の低減及び離席時の電源オフ(削減目標率 0.5% 14kW)
- (4) コピー機・プリンター等は、11:30～15:30 の間は使用を控える。
2 台目以上のコピー機・プリンター等の電源オフ(削減目標率 0.4% 11kW)
- (5) 電子レンジ・電気ポット等電化製品の 11:30～15:30 間の使用停止(削減目標率 0.3% 8kW)
- (6) 大電力利用大型実験・研究装置、高熱源利用実験・研究機器の 10:30～17:30 の利用停止
(削減目標率 0.3% 8kW)

管理部門(主として管財課)にて実行する対策

【実効削減電力(絶対目標)6.5%】(177kW) 【目標削減電力6.7%】(183kW)

- (1) 共用部空調(図書館などセントラル空調、食堂、ホール等)の設定温度 28 度の厳守および空調機の省エネ運転
(削減率:1.5% 40kW)
- (2) 廊下等の照明の間引き点灯・照明OFF・電球の取り外し (削減率:2% 54kW)
- (3) 白熱灯・蛍光灯から LED 等の高効率機器への交換(削減目標率 0.2% 5kW)
- (4) エレベータの停止・エレベータの稼働台数の削減。エスカレータ下り運転の停止
- (5) ウォシュレットの設定制限(便座の保温・温水の停止)
- (6) 自動販売機の部分停止
- (7) 入居テナント及び業務委託業者への節電要請
(4)～(7)合計 (削減率:3% 82kW)

使用制限電力量を超過する可能性が高くなった場合の臨時・緊急対策

- (1) 各建物の空調機器の停止
- (2) 共用部(食堂・体育館・廊下等)の照明 OFF
- (3) 自動販売機の稼働停止
- (4) 各事務室等のプリンター・コピー機の電源OFF

節電のための省エネ対策及び啓蒙活動等について

- (1) クールビズ期間の拡大及び軽装の奨励(5月～10月)
- (2) 階段利用による移動
- (3) 夜間外灯の間引き・点灯時間の短縮及び消灯
- (4) 外気温 25 度以下での冷房運転の停止
- (5) 電力需要データの開示(節電効果の見える化) ⇒教職員HPに公開
- (6) 節電ポスター・シール等による節電意識の啓蒙及び節電パトロールの実施
- (7) 入居テナント及び業務委託業者への節電要請

節電対応による、事故・熱中症防止対策の提案

1. 事故防止

- ①照明OFFにより、作業・移動などにおいて危険と思われる場所は、照明を点灯させる。
- ②実験などで家庭用自家発電機使用の場合は、発電機は必ず屋外設置とし、排気ガスが屋内に流入しないように注意する。
- ③サーバー室の場合は特例として、空調設定温度28度を必要に応じ下げることが認められる。ただし、各研究室におけるサーバー機能PCは対象外とする。

2. 熱中症対策

- ①各講義室の冷房は、停止ではなく、28度設定の運転を可能とする。
- ②講義中のウチワ・絞ったタオルの使用を認める。
- ③講義中の水分補給を水・お茶・スポーツドリンクに限り今期は特別に認める。ただし、食べ物は不可とする。

以上